

教 義 第 6 1 8 号
平成 23 年 6 月 10 日

市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 殿
県立学校教育課長

教育庁義務教育課長
狩俣 智
(公印省略)

教育職員採用に係る教員免許状の有効期限等の確認について(通知)

みだしのことについて、平成 21 年 4 月の教員免許更新制の開始に伴い、教員免許状に有効期間又は生年月日により更新講習の修了確認期限が定められ、期限までに更新等の手続きを終了しないと免許状が失効するか、更新をしないと教育職員となることができなくなります。

つきましては、今後、臨任や非常勤講師等の教育職員を採用しようとする際は、下記の点に注意するよう、貴下の採用事務に関わる部署、職員への周知を図り、適切な運用をお願いします。

記

1 採用する際に確認が必要な事項及び確認方法の例

新免許状所持者の方：平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を授与された方

- ・免許状に有効期間が明記されており、有効な免許状を所持しているかの確認を行う。
- ・免許状を複数所持し、有効期間が異なる場合は、最も遅く満了する期間がすべての免許状の有効期間となる。

旧免許状所持者の方：平成 21 年 4 月以前に免許状を授与された方

- ・生年月日で更新講習終了確認期限が設定されており、期限が過ぎていないかの確認を行う。
- ・期限が過ぎていた方は、更新講習修了確認証明書等の提示を求め終了確認期限の更新、延期等がなされているか確認を行う。

* 教員免許更新制に関する参考ホームページ

- ・ 沖縄県教育委員会 <http://www-edu.pref.okinawa.jp/gimu/koushinsei/koushin-1.html>
- ・ 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/

担当：義務教育課 管理班
玉城 098-866-2741

教 義 第 6 1 8 号
平成 23 年 6 月 10 日

総務私学課長 殿

教育庁義務教育課長
狩俣 智
(公印省略)

教育職員採用に係る教員免許状の有効期間等の確認について（通知）

みだしのことについて、平成 21 年 4 月の教員免許更新制の開始に伴い、教員免許状に有効期間及び生年月日により更新講習の修了確認期限が定められ、期限までに更新等の手続きを終了しないと免許状が失効するか、更新をしないと教育職員となることができなくなります。

つきましては、今後、本務及び臨任や非常勤講師等の教育職員を採用しようとする際は、下記の点に注意するよう、貴所管の私立学校へ周知し、適切な運用が図れるよう通知をお願いします。

記

1 採用する際に確認が必要な事項及び確認方法の例

新免許状所持者の方：平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を授与された方

- ・免許状に有効期間が明記されており、有効な免許状を所持しているかの確認を行う。
- ・免許状を複数所持し、有効期間が異なる場合は、最も遅く満了する期間がすべての免許状の有効期間となる。

旧免許状所持者の方：平成 21 年 4 月以前に免許状を授与された方

- ・生年月日で更新講習終了確認期限が設定されており、期限が過ぎていないかの確認を行う。
- ・期限が過ぎていた方は、更新講習修了確認証明書等の提示を求め終了確認期限の更新、延期等がなされているか確認を行う。

* 教員免許更新制に関する参考ホームページ

- ・ 沖縄県教育委員会 <http://www-edu.pref.okinawa.jp/gimu/koushinsei/koushin-1.html>
- ・ 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/

担当：義務教育課 管理班
玉城 098-866-2741